

平成18年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成18年4月26日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第5 承認第2号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第6 承認第3号 農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第7 承認第4号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第8 承認第5号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第6号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第10 議案第34号 瑞穂市給食センター厨房設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

追加日程第1 議案第35号 瑞穂市税条例及び瑞穂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 承認第2号から承認第5号までの訂正の件

追加日程第3 発議第3号 十分に精査された議案の提出を求める決議

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治

13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松尾治幸	調整監	中島隆二
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	棚瀬敦夫		

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しております。

これより、平成18年第2回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号8番 堀 孝正君と9番 桜木ゆう子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日だけの1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず1件目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は平成18年2月分と3月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りのないことの報告でした。

関連して2件目ですが、監査委員から、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査結果報告を同条第9項の規定により受けております。監査は、3月28日に瑞穂市駐車場条例及び瑞穂市自転車駐車場条例により市が財団法人瑞穂市施設管理公社に委託している管理における出納、その他の事務の執行について実施され、出納、その他の事務は適正に処理及び執行されているとの報告でした。

3件目も、監査委員からの地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同

条第9項の規定により受けております。監査は4月25日に議会事務局を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

4件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。

3月30日に同組合の平成18年第1回定例会が開催されました。同組合の副議長は旧柳津町の広瀬町長が務めておられましたが、1月1日に柳津町は岐阜市と合併したため、合併日以後、副議長が不在のままでした。そこで、副議長の選挙が行われ、笠松町の広江正明町長が副議長に当選されました。

また、管理者から提出されました議案は2件でした。岐阜市の条例を準用する条例の改正案は、同組合職員の退職手当の負担を平準化するため、平成18年度から基金を設置するとの内容です。平成18年度の当初予算は総額を1億2,137万4,000円とする内容で、当市の分担金は、人口割が124万2,000円で前年度比25%の減、また昨年12月から瑞穂市の児童1人がこの施設を利用されていることから、利用者割が156万円ほど見込まれているとのことです。この2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

最後に、5件目は市議会議長会関係の報告です。

4月18日に東海市議会議長会の定期総会が静岡市で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席をいたしました。総会では新市の紹介、表彰、会務報告などがあった後、12議案を審議し、いずれも可決されました。また、来年の会長都市は三重県の名張市に決定いたしました。

以上5件を報告いたしました。これらの資料は事務局に保管してありますので、またごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第4、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成18年第2回瑞穂市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今議会に提出し御審議をお願いする案件は、専決処分の承認に関するもの6件、請負工事の契約に関するもの1件の7件であります。なお、今議会において承認を求める条例の専決処分6件は、法律、施行令、省令などが18年4月1日より施行となるものに関係する瑞穂市条例の改正を3月31日に専決処分したものであります。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例の専決処分は、地方税法の改正により生活扶助基準額の変更がなされたことなどにより、市税条例の関係部分を改正したものであります。議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている承認第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっている承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

今回出されておる議案につきまして、この資料の5ページですが、附則第15条の2中、第1項、2項という条文の案につきまして不適切な提案があると思いますが、この条例についての法令審査委員会をやられたかどうか、総務部長に確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回の専決、承認第1号につきましては、法令審査委員会には諮っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） いろいろと告示する場合、事務局の方で今回の出ている税条例であれば税務課、そして中部圏都市開発といえば税務、あるいは農村地域工業導入といえば都市整備、国民健康保険であれば市民部という承認案件が出ているんですけども、非常に内容についての手違いといいますが、本来議会でこのような質疑を求めること自体が私はちょっと疑問に思っています。今後の対応について市長はどのように考えてみえるか、回答をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今回の専決処分の件につきまして、十分に審査がされてなかったということ、その手続上のステップの踏み方については大きな、表現は悪いかもかもしれませんが手抜きがあったと考えざるを得ないと、このように思っております。このようなミスが今後絶対にないように、また少なくとも専決であろうと、議会で御審議をお願いするものであろうと、条例に関係するものにつきましてはすべて審査会で十分に検討をしておくことというような形で、事務の取り扱いのやり方を徹底的に見直す考え方で、反省しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 適切に今後するということですが、総務部長にお伺いしたいんですが、法令審査委員会はどういうメンバーでどうやられているのか、ちょっと確認しておきます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 法令審査委員会は10名の委員がおりまして、私が法令審査委員会の委員長ということで、10名の委員で進めさせていただいております。通常の場合は、すべて一字一句ずうっと朗読しながら検討を加えていくわけでございます。今回大変申しわけございません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 10名と聞いたんですが、課の名前を具体的に教えてください、メンバーの。

総務部長（関谷 巖君） それぞれの課からその担当者を選出しておりますので、各課からそれぞれ1人ずつ、そして事務局総務課では2人の職員が出ております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今具体的に課名を教えてもらったんですけども、この法令審査委員会には三役も入っているかどうか確認したいんですけども、これを専決して市長名で告示しておるといことは、だれだれの責任をもってきちっとやらないかんことですけども、そこら辺はどうなっているか、三役は入っているかどうか、確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 三役さんは委員には入っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 市長、確認したいんですけども、この失敗を二度と繰り返さないために、三役が法令審査委員会に入ってなければ、きちっとその決裁欄に法令審査委員会を設けたという承認の総務部長の印鑑でも押して、その中で、市長の権限でこれは講じてもいいというような手続をとってほしいんですが、市長の考えはどうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今までは法令審査委員会そのものも、メンバーの選定につきましてどちらかというと任意な形、今総務部長が言いましたように、各課から1名出してくれというような形での委員の選出というスタンスになっております。ですから、私は各課からの1名はいい

んですけれども、やはり法令とかそういう規則に精通した職員が担当すべきだと思いますので、これからはこの審査委員のメンバーの選定については、私がそれぞれの職員の持っている素質・能力を判断しながら選定するというふうにしていきたいと、このように考えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 話は別にしても、選挙でも総務課であった選挙担当者を各投票所できちっと振り分けして、間違いのないように手配しておると思うんです。今回も、今聞いた内容では、各課長、部長という名前が出ん以上は多分、私の想像ですが、はい各課から出てくださいということで、具体的に特定の名前は上げていないと思うんです。だから、今回のこういうミスが出たと思うんですね。もっと早く私たちはこの議案について審議するのが本当の仕事ですけれども、9時から始めて今何時ですか。もう10時半ですよ。もっと僕らも厳しくならなかんけれども、執行部も厳しくやってほしいのが私の気持ちで、この間違いを僕は責めるつもりはないんですが、そこら辺を市長、再度確認しますが大丈夫ですかね。今後こういうことのないようにお願いしたいんですけど、もう1回答弁お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 前にも申し上げましたように、このような過ちを二度と繰り返さないように、そしてまたこの過ちは非常に重要な過ちだと思っております。そういう意味で十分に反省をして、こういうことの再発しないように十分な体制をとるように考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回のこの承認案件につきましては、6件あって、議案として1件上がっておるんですが、特にこの承認第1号につきましては本文の条例の間違いということで、私らでいえば心臓に間違いがあったと解釈しています。このようなことのないように、もっと具体的なことを審議できるような執行部体制、市長並びに総務部長、公室長、助役、助役は特に頭のいい方ですのもっと発揮してもらって、よろしくをお願いします。助役、いいですか。ただ決裁するだけじゃなくて、しっかり見てほしいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田 徹です。

議長の許可を受けましたので、反対の討論をさせていただきます。

現在提案されておる承認1号は、若園議員の質疑により、誤りがあると市長の方から明らかになりました。そうした中において、この案件をよしとすることはできないと思いますので、反対の討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立者なし〕

議長（土屋勝義君） 起立なしです。したがって、承認第1号は不承認となりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から議案第35号瑞穂市税条例及び瑞穂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りします。議案第35号は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は急施事件とし、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定いたしました。

追加日程第1 議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 追加日程第1、議案第35号瑞穂市税条例及び瑞穂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議案第35号瑞穂市税条例及び瑞穂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

先ほど承認案件におきまして税条例の専決処分について御審議をお願いいたしましたが、この地方税法の一部改正に伴う市税条例の一部の改正に対し、特別土地保有税関係改正附則の文言に誤りがあったため、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第35号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっている議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号瑞穂市税条例及び瑞穂市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第2号から日程第9 承認第6号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第5、承認第2号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第9、承認第6号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての専決処分につ

いてまでを一括議題とします。

市長提出議案についての提案理由を求めます。

市長（松野幸信君） 承認第2号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の改正に伴い、市条例の関係部分を改正したものであります。なお、瑞穂市には現在対象物件はありません。

承認第3号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区などを定める省令の一部の改正に伴い、市条例の関係部分を改正したものであります。なお、現在瑞穂市には対象物件はありません。

承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分は、地方税法の改正に伴う公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例、所得割額の算定の特例、並びに国民健康保険法施行例の改正に伴う介護納付金課税限度額の改定について、市条例の関係部分を改正したものであります。

承認第5号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分は、診療報酬の算定方法を定める件の施行に伴い、市国民健康保険条例の一部負担金事項における用語の整備をしたものであります。

承認第6号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係部分を改正したものであります。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時19分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から提出された承認第2号から承認第5号までについて、訂正したいとの申し出があります。

お諮りします。承認第2号から承認第5号までの訂正の件を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第5号までの訂正の件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 承認第2号から承認第5号までの訂正の件（提案説明・採決）

議長（土屋勝義君） 承認第2号から承認第5号までの訂正の理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 非常に単純なミスをしでかしておりまして申しわけございません。

承認第2号につきましては、法律施行令の「令」という字をタイプミスをしたといいますが、間違えておりましたので、この文字の訂正をお願いしたいと思います。

それから、承認第3号におきましては、市条例第51ということの「第」という字を欠落させてしまいましたので、挿入をお願いしたいというふうに思います。

それから、承認第4号におきましては、「招集」という文字の、これも漢字のミスでございまして、訂正をお願いしたい。

承認第5号におきましても、「招集」という文字のミスがございました。この訂正をお願いしたいと、このように思います。

いずれにいたしましても、それぞれの文章の中で使う文字とか、そういうものを十分にチェックをし切っていなかったということでございましたので、ここでおわびを申し上げ、訂正をお願いする次第でございます。

議長（土屋勝義君） お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号から承認第5号までの訂正の件を、会議規則第18条第1項の規定によって承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第5号までの訂正の件を承認することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第2号から承認第6号までを会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第2号から承認第6号までは委員会付託を省略することに決定しました。

日程第5 承認第2号から日程第9 承認第6号までについて（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） これより承認第2号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

先ほど市長より訂正の議案説明がありました。このような内容につきまして法令審査委員会できちっとやっておれば、語句の訂正とか、間違えないと思います。市長、再度確認したいんですが、法令審査委員会の部長、課長、そして前総務課の文書整理の担当の方がきちっと配置されて、審査してくれるかどうか確認します。各課1名だれでも出るというんじゃなくて、ある程度市長なり助役で指名して、そのメンバーで必ずチェックしてやってほしいと思います。

そして、今回出ているこの議案につきまして、けさ聞いてきょうを出てくるということについて、非常に全体の議会としての内容把握が難しいので、早くこの内容を事務局がわかれば、議長に提案し、私たちにどうするかといういろんな施策も十分議論してほしかったと思います。市長、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 法令審査委員会の形につきましては、今、若園議員の御指摘の点の趣旨を十分に踏まえながら体制を十分整備してまいります。

なお、専決処分をいたしました事項につきましては、専決をした後、すぐに告示をしておりますけれども、それと同時に、議員さん方に告示をした内容についてお知らせをするという形で、この問題については事前に御理解をいただいておりますが、告示した都度御理解をいただくようにという形のシステムの構築を図っていきたく、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） きょうは、いろんな議題に対しまして市長は何回も頭を下げられ、申しわけないなあと思っておるところでございますけれども、いずれにしましても、この事務の統括は助役でございます。地方自治法の167条であったと思います。やはりその統括は助役にあるわけです。市長が何遍も何遍も頭をこんなことで下げておってはだめだと思います。こういう専決処分、また条例の改正等々については、最後はやっぱり助役がこれでいいのかなという確認をするように、そのための助役でありますので、そこら辺の認識をしっかりと取り組んでいただきたいと、このことだけ一言申し上げておきたい。以上であります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、承認第2号は承認されました。

これより承認第3号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 承認第3号につきまして、基本的なことがわかりませんのでお聞きをしたいと思います。

まず、農村地域工業等導入促進法という法律ですけれども、その法律の趣旨というのは一体どういうところにあるのかということをお聞きいたします。それとの関連で、固定資産税の免除をするということの根拠ですね。この条文を見ますと、第2条で租税特別措置法第12条第1項の表第2号または第45条第1項の表第2号の規定の適用を受ける設備を含むものを云々と、新設・増設云々ということが書かれておりますけれども、その内容があまりよくわかりませんので明らかにしていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

農村地域工業導入促進法といいますのは、通常、財源確保のために企業を導入するとか工場を誘致するとかいうことでございますけれども、以前、嶺南地区に土地改良事業と同時に農村地域工業導入促進法に基づいて企業を導入したという経過がございます。もう既に割り当てられた面積についてはすべての工場がもう立地されておるわけでございますけれども、企業がこの法に基づいて導入された場合は固定資産税の減免をするという特例がございます。この特例

について、減収があった場合は国の方で減収補てんをするという制度でございます。ここに掲げられておりますその制度が2年間延長されたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 自席でお願いいたします。

結局は農村地域、ここでは「前条の区域」とありますけど、その区域もどういうところかよくわからんですが、早い話が農村地域に進出をする企業の固定資産税を一定の条件のもとで免除していくと、こういうことですよ。大きな話をしても仕方ないんですけども、いわゆる日本の農業との関連でこういう税制がどうあるべきなのか、あるいはまた住民の固定資産税の課税ということとのバランスにおいてどうなのかという点について、率直に申し上げまして、私はここで態度を明らかにできるほど勉強しておりませんので、反対討論はいたしませんけれども、保留ということで申し添えておきたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第3号は承認されました。

これより承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

ただいま提案されました瑞穂市国民健康保険税条例の一部改正をする条例についての専決処分について反対の討論をいたします。

反対の理由は、改正案の中で介護納付金課税額の最高限度額を8万円から9万円へ引き上げするという内容になっております。多くの国民健康保険加入者に対して約1万円の負担増になるということで反対をいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第4号は承認されました。

これより承認第5号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての専決処分につ

いてを採決します。

承認第5号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認されました。

これより承認第6号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第6号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第6号は承認されました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時00分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第34号瑞穂市給食センター厨房設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議案第34号瑞穂市給食センター厨房設備工事請負契約の締結について。

厨房設備は一定の規格がなく、各メーカーがその品質、効率性の向上を目指し、それぞれが

特質を持っており、発注に際し一つの仕様による競争入札は適さない案件であるため、プロポーザルによる随意契約方式を採用いたしました。厨房機器大手メーカー 5 社にプロポーザルを要請し、4 社より提案を受けました。種々検討した結果、岐阜アイホー調理機株式会社の提案が最も適切であると認めため、3 億 7,065 万円にて同社と工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 02 分

再開 午後 4 時 03 分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は 20 人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第 34 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっている議案第 34 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11 番 小寺 徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 11 番 小寺です。

今回の給食センター設立に当たって、後から資料にいただきました瑞穂市給食センター建設事業に係る厨房設備機器設計プロポーザル実施要領の中の整備方針の中で、瑞穂市立の保育所、幼稚園、小・中学校の児童のための給食をつくるということになっておりますが、以前市長は、この給食センターを建てるときに老人世帯への配食もここでつくってやれるようなことも検討したいというような発言を、議会だったか全協だったかちょっと忘れましてけれどもしてみえました。そこら辺は検討されて、載ってないということは無理だということになったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

2 点目でございますが、資料 1 の中で瑞穂市給食センター厨房設備機器選定経過についての中で、6 ページにプロポーザルの審査委員の名簿が載っております。この審査委員は職員ばかりでございます。公正を保つためには、専門的な知識を持ってみえる外部の方も選ぶべきじゃないかと私は思います。職員ばかりの審査委員ですと、庁内の有力な人がこの業者がいいなあというようなことを一言ぼろっと漏らすと、審査の結果がそれに影響するという可能性も出てくるんじゃないかということが懸念されます。そういう点では、審査委員の選出について、な

ぜ外部でこういう知識を持ってみえる方を入れなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目は、次の7ページ目に一覧表で各項目の評価が載っておりますが、その配分について、金額の面が10%の評価であるという点では、評価は金額じゃなくて中の設備、またいかに使いやすいか、そういうことを中心に評価をするということになっておるんですが、給食センターをプロポーザル方式で評価する場合、この基準表は何を参考にされたのか。瑞穂市独自でこういう評価表をつくったのか、どこかの基準があるのかどうか。また、金額をこのように低くしたという点では、現在の入札制度というのは非常に軽く見られるというようなことも懸念をするわけですが、その辺はどう思ってみえるのか、お尋ねしたいと思います。

以上3点の質問でございます。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 3点御質問いただきました。

審査委員名簿の審査委員が職員ばかりだということでございますが、特に今回は、私どもの観点が使い勝手というところを中心に評価をしたということですね。先ほど審査委員の名簿の中で言いました。それと、他部の中へ入れて審査委員の構成をしたということですね。将来的に外部からの専門家といいますが、透明性という意味でそういうことも検討する必要はあるかもしれません。

3番目の評価表でございますが、価格は10%、あと90%が機械、配置、その他使い勝手を中心に評価表をつくっております。これは、実は前にやられた瑞浪市さんあたりのものもいただいて、よそのものも少しいただいて、検討しがてらつくりました。

あと、1点目の老人世帯のことについては市長の方からお答えいただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 御質問の高齢者向けの配食サービスがこれと並行してできないかというお話ですけど、実は私自身としてはそれはぜひやりたいという思いは今でも持っております。ただし、ちょっと面積が足りなくなりましたので、それに関連した施設を同敷地の中で設置することができるかどうかという非常に大きな問題がありまして、当初の計画からはカットさせたということでございます。現実の問題といたしまして、これは7,000食から処理する設備でございますので、老人向けの配食サービスをするには余りにも設備が大き過ぎます。ですから、その点を考えて、そこに附帯的な形で設備をつけていくという形でやらないといけないんじゃないかと。同じものが使えるということではございませんので、今回は一応視野から外して計画をしたということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺君。

11番(小寺 徹君) 今回の回答で、審査委員の選出については、今回は職員だけの選定をしたけれども、今後審査委員会をつくる場合については、外部の専門的な知識を得た人も入れながら審査委員会をつくる方向であるという回答を受けたということでもいいかどうか、一つ確認をしておきたいと思います。

議長(土屋勝義君) 福野次長。

教育次長(福野 正君) すみません、私、私見を申し上げました。実は業者選考委員会の方で審査委員の選考をしていただいておりますので、委員長の助役さんの方からお答えをいただくのが本来かもしれません。先ほどのことは私の私見でございます。以上です。

議長(土屋勝義君) 福野助役。

助役(福野寿英君) その件につきましては当然検討させていただきますけど、一つ一つの案件によっても違ってきますし、プロポーザルに出す内容によって審査内容まで変わってくるというふうに思いますので、そのあたりは今後どういうものをプロポーザルでやるかという問題もありますけれども、その案件によって十分検討していきたいというふうには思っております。そんなことで御回答とさせていただきます。

議長(土屋勝義君) ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

議長(土屋勝義君) 3番 若園五朗君。

3番(若園五朗君) 3番、翔の会、若園五朗です。

今回のプロポーザル方式で採用された議案でありますけれども、18年度の予算の中で、一緒ですけれども給食センター建設事業13億 1,000万円、本田コミュニティセンター 4億 2,000万円、庁舎管理費 1億円という、大きい億円という単位の予算化をしておりますが、18年度予算の中でこれ以外にプロポーザルの方式でやられるのかどうか確認したいと思います。

その1点と2点目、今回5社選定された選定業者の基準はどこら辺に置かれたか、再度確認したいと思います。

そして、今回のアイホーの厨房についての発注ですけれども、実際にはタニコーの方が全体的な受注をしている件数が多いんですけれども、確かに委員会の総点数で一番アイホーが高かったんですけれども、タニコーにおいて委員会で比較検討がされたかどうか確認したいと思います。

もう一つ、最終的に本来設計をもって一般競争入札ですけれども、随契が行われているわけでございます、その予定価格についての市長の考え方、そして随契になった場合、その業者とどのような交渉をされたか、経緯を総務部長にお伺いします。以上です。

議長(土屋勝義君) 福野次長。

教育次長(福野 正君) 選定基準でございますが、これは実は業者選考委員会の方で選定さ

れたものです。ですので、私の方ではありません。私の方は選定を受けた方です。推測するに、上から順番にといいますか、日本のトップメーカー5社だと推測しますが、後ほど回答があるかもしれません。

アイホーへの発注の方法、タニコーが全国的にシェアが多いじゃないかと、何でそこへ出さなんだという御意見だと思いますが、今回の提案そのものを審査した結果、アイホーがいいと。金額的には、先ほど言いましたように、不足する額を足していきますと3億8,000、9,000ぐらいでほとんど並んでしまいますので、額だけでは比較できないということです。実績数は、タニコーさんは東日本から北海道へかけて強い。ただ、この辺の近くにメンテナンス拠点がなかったことが評価への反映に大きく左右したのかなあとと思います。

あと予定価格の方は総務部長の方でお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 交渉の経緯でございますけれども、市長からいただきました予定価格に基づいて見積書の提出を求めまして、予定価格に達していない場合は何回か交渉をして、再度見積書の提出を求めたということでございます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の若園議員の御質問の中での、まずプロポーザル形式での発注を考えている案件は今年度ほかにあるのかという御質問ですけれども、これは現在作業を進めておりまして、状況をまた御報告申し上げなきゃいけないと思っておりますが、まず一つは別府保育所の設計業務委託でございます。これは入札じゃなしにプロポーザルを使います。それから、あとの本田のコミュニティセンターなんかは現在もいろいろと進めておりますけど、これは逆に一つの基本的な形がありますので、これは入札方式で、安い設計事務所を使うというスタンスで進めておりますので、プロポーザルの形式でいくものといえますと、18年度においては別府保育所の設計委託ということかと思っております。

それから、予定価格はどういうふうにしたかということでございますけど、これは4社それぞれ、うちではこれぐらいの値段ならやりますよということで提案いただきました一つの値段があるわけですが、各社が自分のところの製品に対しての希望価格というのを設定しておりますので、その希望価格に対して、業者がやりますと言うております数字がどれぐらいの掛け率になっておるかという、他社の掛け率も見ながら予定価格を設定させていただきました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今言っているプロポーザルの方式についていろいろと今聞きまして、別府保育所につきましては設計委託で実はプロポーザルと聞いたんですけれども、この実施要綱

につきましては個別に要綱をつくっていくのが再度確認しますとともに、もう一つ追加ですけれども、このプロポーザルの実施要綱の中の水質汚濁と騒音、臭気について、その施設について十分配慮することがあると思うんですけれども、今回その周辺の地域住民等に汚水の問題、あるいは悪臭についてどの時点でどう住民同意はとってあるか確認したいんですけれども、教育次長、その辺はどうなっているか。

議長（土屋勝義君） 福野次長。

教育次長（福野 正君） 今おっしゃったのは給食センターのことをお尋ねでしたか。プロポーザルで、そのことが内容に入っていたかどうかということでしょうか。

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 給食センターをつくるのは、今回厨房について第1回目の随意契約が出て、その次は本体が出てくると思うんです。その中に、物事を始めるときに悪臭なり水質について地域住民から苦情なり、瑞浪に行ったときもその2点がすごく問題になったんです。あくまでも地域住民に同意を求めて説明会というか、その時点についての対応はしてあるかどうか。これからスタートするところにこの問題をきちっと言ってあるかどうか、それを確認します。

議長（土屋勝義君） 福野次長。

教育次長（福野 正君） 給食センター予定地の南にあります町内会といいますか、そこの方で出前講座という形で請求がありまして、水と騒音とにおいについていろいろお話を聞いてきました。そのことについて、今後建物設計に移っていく上で反映をしていきたいと思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 県下の市町村の中で瑞浪市が一番最新のやつでアイホーで厨房をやっていると。その特色の中で一番最後ですが、環境対策として生ごみ処理機、堆肥型をやっているんですが、この問題について、瑞浪市は一応山の上で、実際には住民とか皆さんには被害というか、においということは出なかったんですけれども、私たちが実際に見学に行ったとき悪臭がしたと。所長に聞いたらありますということを言われたんですが、その辺で、どんどんどんどん事を進めるについて、具体的にこれについてはこうだという対策、今言っているあの辺が一番低い地域でよく水が乗る地域ですが、本当に堰どめして排水ができるかという問題、そして水質の問題、悪臭の問題、その三つについてきちっと対応を今後できるかどうか、してあるかどうか、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 福野次長。

教育次長（福野 正君） 今後の問題です。これから詰めていきたいと思っています。生ごみ処理機も実は意外においを出しますし、それからそれを処理した後のものをまたさらに業者

に引き取ってもらおうということも出てきますので、どちらが効率的なのか、生ごみそのものを出してしまった方がいいのか、その辺も今後検討していきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回は給食センターのプロポーザルの選定の流れが一応あるんですけども、前年度、そして今年度につきましても、その設計業者について地元業者が幾つか発注された。そうなる場合、根拠を私たち住民がわかるように、こういう理由で落ちておるやということがわかるような、きょうはこれでいいんですけども、予算の執行の中の設計業者、要するに全部業者が決まるんじゃなくて、だれが見てもわかりやすい、この業者はこういうふうで決まったというふうな資料づけなり、また質問があったときにできるように資料をそろえていってくださるように要望します。お願いします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野です。

市長にお尋ねいたします。いわゆるプロポーザル方式で今回発注される、またはこれで行うという方向にされたわけでございますが、これについて最も基本に考えられたことは何かということをお聞かせいただきたいと思います。そして、今までに厨房設備機器設計プロポーザル審査委員の中に建築士の方もシステムエンジニアの方もおられませんのに、このプロポーザルでつくられたアイホーさんへそのシステムをプロポーザルで発注されるということは、システムエンジニアの方、または一級建築士の方が審査委員の中にお見えになっての話ならば理解できますが、これについても多少疑問が残ります。

また、それからプロポーザル評価表の中に配点3とかいろいろと配点数、またはプロポーザル審査結果の中に評価12.4とか12.2とか、いわゆるこの基準になる詳細が、恐らく市民がただこの数字を見ただけでアイホーがいいの悪いの、例えば要求要件がアイホーの場合 458.9と。この 458.9という数字をどこから計算して出してきたかという説明がつかないと、我々議員もこの評価値 364.8とか 362.7を市民の方から聞かれたときに、この評価の点数がわかりますか。やはり公のお金を使うものですので、そういう点をきちっと市民に明確に説明できる方法で施設をつくっていただいた方がいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 3点御質問いただきました。私が答えられる範囲の中で、3点目の評価表の基準的な詳細な内容はという、この点数がどういうふうに積算されてきたかということだと思います。

資料1の最後の方に100点満点の表がありまして、そこで点数をつけていきますが、そこで11人がつけた点の集計が、例えば中西製作所の要求要件の385.8というのは、その11人分の集計をしたものです。個々に審査委員がつけたものを11人分トータルしてここへ集計してきたものです。

それから、2番の審査委員の中に専門的な技術者がいないじゃないかという御質問です。先ほど言いましたように、そのとおりです。機械の専門的な知識がある者がいたかどうかということでございますが、実は日本のトップメーカー5社ということですので、機械そのものはメーカーの言いなりといたしますか、信用してという立場で、私たちが基準に持っておりましたのは使い勝手、あるいは衛生区分、そういうところを中心に審査をしました。以上です。

1番は市長さんの方でお願いできますか、すみません。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 厨房機器の発注をなぜプロポーザルでやったかというお話なんですけれども、実は厨房機器というのは一つの決まった形というのがないわけですね。どこのメーカーでも全く同じものをつくっておってくれるのであれば、その仕様を設定して競争入札という手法がとれるのですけれども、それぞれのメーカーが給食センターの厨房においてどういう機械をどういうふうにしたらいいかと、どんな構造の機械の方が作業性がいいかということでそれぞれ工夫し、競争し合っておるわけございまして、その競争の中で結局どれがいいかということになりますと、端的なことを言いまして、競争入札をやるにしましても、この機器ということで指名してしまうということになりますと、それはその1社の独占になってしまうということで、形は競争入札であっても結局独占だということになってしまうかと思えます。そうなりますと、どの機器がいいかということに絞らざるにむしろ重点を置くべきではないだろうかというのが私の思いです。そうやって機器を絞り込んでいった段階におきましては、随契約の交渉の中でできるだけ値打ちに納めていただくように努力していくということがいいんじゃないかということで、こういう契約方式を考えたわけでございます。

それから、機器に精通している技術屋さんとか、そういう方がメンバーの中にいないという点の御指摘でございますけれども、私どもとしては、逆に言うと全国の中でもトップクラスの厨房機器メーカーを限定してプロポーザルをお願いしたという一つの経緯があります。その点から考えても、機器の性能とかそういうものについては、余りにも乱暴かもしれませんが、それも完全に信頼していくと。だから、むしろその機械の性能、あるいはメンテナンスの問題、それから全体のレイアウトの中での動線、要するに実際にその機器を動かす場合の効率性とか、あるいはメンテナンスに対する対応力とか、そういう点にむしろ重点を置いて見ていくという考え方をとりました。そういう点になりますと、むしろ使う人たちが何を考えているか、どうい方が仕事がしやすいかということの意見を重視した方がいいんじゃないだろうかというこ

とで、ですから今度の選定委員の中でも給食センターに直接携わっているメンバーを5名入れたというのも、そこに理由があるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 説明いただきましてありがとうございました。

競争入札にしる、プロポーザルでおやりになろうと、やはり一般市民にわかりやすいようにしておいていただきませんと、採決した後に我々に説明を求められたときに、こういう表の出し方をされますと説明しにくいのが現状だと私は思います。それと、やはりプロポーザルであろうと、それから一般入札であろうと、両方とも市の方のシステムはこういうふう考えていると。それとどういうふう合うだろうかという一つの基本線のシステムをつくり上げておいて、提案されてくるメーカーさんから出された図面と上下に合わせていただいて検討していただければもっといいものができるというふうに私は考えますので、今後プロポーザルを採用される場合、ある程度市の方で、うちの方はこういうシステムを組んでこういうふうすれば人の動きにむだがない、時間にむだがないというシステムのなある程度の図面はつくっておいていただいて、提案してくるメーカーさんの図面と重ね合わせて、やはりうちの市にはこれが合っているなど、そういうふうな決め方も必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御指摘の問題は、これから具体的に建物の設計に入っていく段階で、この厨房機器メーカーとの間に入りながら十分に検討していく事項ではないだろうか、このように思っております。ですから、大体の機器の数とか配置とかいうものはこのようになると思いますけれども、その中でももう少しここをちょっといじった方がいいんじゃないだろうかとか、いろんなことというのはむしろ設計事務所を決めた段階での協議事項になるのではないかと。その段階において、今の御指摘のような問題については積極的に検討していきたいと、このように考えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） ありがとうございました。

それでは、そういうふうないい方向へというふうに考えていただいて、そのときにそこをこういうふうに変えたからまた余分にお金がかかりますよと、追加をいただきますよというのを極力避けていただいて、いいものをつくっていただくようお願いいたします。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

一問一答でお願いします。

まず質疑の1点目ですが、随契で3億8,000万の契約を結ぶということですが、地方自治法の随契の234条第2項と、市の瑞穂市契約規則を見ますと、こういう場合に随契を使えるというのがきちんと明文化されているわけですね。この中のどれに当たるのかをまず1点お聞きします。もし必要ならば、今の地方自治法234条第2項と瑞穂市契約規則を資料として議員の皆様方にお渡しの上、どれに当たるのか皆様も一緒にはめていただきたいと思います。まずその1点です。

以下、自席でお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、地方自治法の234条の規定によりまして、さらに詳細にわたっては地方自治法施行令の167条の2に基づきまして、市の契約規則第24条でございますけれども、この中に随意契約にできる場合というのが規定されております。この中で、性質または目的が競争入札に適しないものという部類がございますけれども、今回の場合は特殊技術に係る工事を発注する場合ということに該当するのではないかなという解釈をいたしておりますし、ア、イ、ウというふうになっておりまして、そのウの中の、その他契約の性質または目的が競争入札に適しない特別な理由があるというふうに解釈をいたしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうしますと、さっき瑞浪市はプロポーザルの後随契にしたというのを聞きましたが、適さないと市が考えるならば、現在どこが給食センターの機器の選定を随契でやっているかという例と、それから既に給食センターというのはもう瑞穂市も建設してあったわけですから、その場合はどういう契約でやったわけでしょう、巢南と穂積は。過去も随契なんですか、適さないと聞きましたので。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のように、瑞浪市の場合はプロポーザルでということですが、過去の給食センターは直接担当ではなかったということもございまして、ちょっと記憶にございません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ちょっと調べていただきたいんですが、つまり競争入札に適さないとい

うのが理由だとすると、急に適さなくなったわけではないと思うんですね。瑞穂市の今度の給食センターが急にその項目に当たるようになったわけではないと思うので、今までのもどどういう入札をしたのか返答いただきたいと思いますが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） プロポーザルでこの総合評価方式という方式が取り入れられたのは最近のことでございます。今、競争入札に適さないから随契にするという御質問ですね。先ほど申し上げましたように、特殊なケース、特殊な機器を購入する場合ということで、通常一般に市販されておるような機器を導入するということではなくて、それはそれで、そういった特殊な機器を導入する場合に1社随契という方法をとる場合があるというふうに考えております。

議長（土屋勝義君） 本日の会議は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今の答弁はその前の答弁と同じ内容ですので、私の質問をもう1回申し上げますと、過去、瑞穂市だけに限りますと、巢南の給食センターと穂積の給食センターが建設されているわけですので、その契約方式はどういう方式だったのかということと、それからもう一つは、瑞浪の給食センター以外に随契でやったところはどこがあるのか、お調べいただきたいと、今お返事できなければ。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私の記憶では、過去においては指名競争入札で行われたのではないかというふうに思っておりますし、そして先ほども申し上げましたように、私が聞いておりますのは瑞浪市がプロポーザルの随契、そして大垣市もプロポーザルの随契であるというふうに聞いております。そのほかの市町村については聞いておりませんし、調査をいたしておりませんので、ちょっとお答えはできません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 確認しますと、瑞浪と大垣だけだという御返答でしたので、そうしますと、給食機器について競争入札で適しないと判断はできないと思うんですね。「瑞穂市給食センター厨房設備機器の選定について」という資料の3ページで、1行目から読みますと、「従来では図面一括発注方式であるけれども、近年では厨房設備機器と建物を分離発注する方法が多くなっており、建物は従来どおり図面発注方式であるが、厨房設備機器はプロポーザルにより業者選考をし、その業者との随意契約方式をとっている」と書いてありますので、これが多くなっているという説明だと思うんです。これは文教の協議会で配られた資料ですが、あとイ

ンターネットでこれを探しても、多くなっているという例が見当たらないものですから今質問いたしました。ということで、先ほどから執行部が説明されています厨房機器は非常に特殊なものであるからとか、ちゃんとした規格がないからプロポーザルによる、しかも随契であるという説明は当たらないのではないかと思うわけですが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今回のこの厨房設備につきましては、私どもは特殊なケースではないかというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 同じ回答ばかりですので、ちょっとそれ以上行けませんので質問を変えます。

総合評価方式というのが公共工事の発注方法についての資料の2ページにあります。設計案と価格を総合的に評価するのが総合評価型であると。つまり、この方式では工事価格以外の要素を特に重視しなければならないというふうにこの資料では説明を受けておりますが、きょういただきましたプロポーザル審査結果項目別資料の2の1ページによりますと、先ほどからほかの議員の方も質問をしていますが、価格も総合的にしなければいけないのに、納入価格は10点評価、1割評価ですね。1までしかないということですね。総合評価だったら例えば50%とか、せめて30%とか、自治法には費用対効果というのものもあるわけですから、価格の配点が1割という根拠はどこにあるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 審査表の方は私どもで委員と協議して皆でつくったわけですが、1割をその中で見たということでございます。あと特に作業効率、あるいは後メンテ、そういうところに重きを置いたということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） その御答弁はもう先ほどから伺っていますので、それは承知の上の質問なんです。と申しますのは、タニコーは次点だったわけですね。特定されなかった次点だったわけですが、この見積もりでいくと四、五千万安い上に全国規模のトップメーカーなわけですね、この納入実績から見ると。それを10%しか評価しないというのは、非常にこれを市民が知った場合には疑問を生じるのではないかと思いますので、この点について御答弁ください。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 先ほど価格のことで申し上げましたが、四、五千万の差があるということですが、資料の2番の5ページに、他社と比較した場合、こういう機器が不足

しているよという資料がつくってございます。そこで 4,400万、タニコーさんの場合不足しておりますので、その分を加えれば、先ほど言いましたが 3億 3,400万程度のものが 3億 7,000、あるいは 3億 8,000万ぐらいになりますので、額的にはかなり近づいてくると思います。

それと、これも先ほども説明を申し上げましたが、2ページで下処理室、あるいは調理室21点の配点の中で、タニコーさんの配点が、最高点 138点のところタニコーさんが85.2でございますが、その理由の中に、下から2行、その他タニコーは焼き物機が連続式でないために調理に限界があり、かまの数も他に比べて少ないため時間内での処理が疑問。それは例えば調理員をふやせば可能かもしれませんが、こういう判断をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それも先ほどお聞きして、承知の上で質疑いたしました。と申しますのは、8月の文教の協議会で出された資料、今資料要求してここでも出されましたが、こういう要素をきちんと網羅した設備機器の設計を出すようにということを業者には言っているわけですね。1日 7,000食、時間も細かく指定していますね。そうすると、業者にしてみると、消毒にしても、調理時間にしても、明らかにそれをクリアしてないようなものを日本のトップメーカーのタニコーが出しているということは考えられないわけです。それから、3ページで 洗浄室、コンテナ消毒・保管・配送・回収が25点なんですけど、この消毒・保管の説明の最後のページで、アイホーとタニコーは天つり方式を提案していて高い評価点となっているということが書かれていますので、今のと矛盾しているんじゃないかと思うんですが。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 3ページの上段の方は、洗浄室とコンテナ消毒・保管・回送・回収の 100点満点の25点の部分ではアイホー、タニコーが高い評価となっているということで、総合的なことを言っているわけではございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私は総合的なことをお聞きしたわけじゃなくて、消毒機が不足機器としてマイナス点がついていることについて、その前段では非常に高い評価であるということが書かれているわけですから、非常に矛盾しているんじゃないかということ指摘したわけです。

再度答弁を求めますが、同じ答弁しか返ってきませんので、次にメンテナンスの件なんですけど、今の3ページでメンテナンス体制がタニコーは非常に弱いと。105点が評価であるんですが、6ページの納入実績からいくと、県内の学校給食はアイホーは9カ所、タニコーはゼロなんですけど、その隣の県内その他施設の実績でいくと、タニコーは17カ所で低くないわけですね。そうすると、この17カ所に給食機器が入っているわけですので、ここのメンテナンスは間に合

っているはずだと思うんです、1位の日本調理の18カ所に一つ足りないだけです。そうすると、ここを見ればタニコーの県内のメンテナンスには不安があるという結論は出せないんじゃないかと思うんですけど、どういう御説明をいただけるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） ここにはちょっとあらわしてありませんが、岐阜アイホーは岐阜が本店、中西製作所は岐阜支店があります。タニコー、日本調理はたしか名古屋だと思ったんですが、そこが拠点となっておりますので、そういう意味での配点と。そういうことを理解して点数をつけてあると思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 名古屋に支店があるか、岐阜に支店があるかというのは、名古屋から非常にここは近いわけですから、この納入実績からいけばすぐに駆けつけられるというふうには判断なさいませんか。

教育次長（福野 正君） 実はこの提案書の中にその体制も書かれておりましたが、そういうことを審査委員がみんな読んで判断した結果でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） もちろん審査委員の方が判断した結果だと思うんですが、それは話し合いで、例えば今こういうやりとりをしているような、岐阜支店はありませんけど名古屋支店はあって、県内にはこれだけあるから大丈夫だろうとか、そういう話し合いはあったんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 話し合いというのは審査委員同士での話なのか、業者と審査委員との話し合いのことでしょうか。ちょっとその確認をしたいと思いますが。相手ですね。

〔発言する者あり〕

教育次長（福野 正君） 審査委員会ですね。基本的には審査は相談しているわけではございませんので、審査委員が自分の持ち得る能力でつけております。ただ、わからないときは他の審査委員に聞くこともございますが、最終的に取りまとめの段階では合議制でございますが、ただ審査をしている段階ではそれぞれの審査委員が自分の判断でつけております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 書類審査ということですか。書類だけで審査をするわけですか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 資料1番の2ページに書きましたが、第2回の審査委員会が、ここは実はメーカーが1時間ずつ持ち時間を持って説明・質疑という形で自分の審査表にチェックを打っていくわけです。それだけでは当日大変なので、かなり分厚い提案書でございますが、それを事前審査といって、特定の部屋で外へ持ち出さないということで、そこで各審査委員が自分の時間の許す限り書類を綿密にチェックして事前審査をしました。それから当日に向かったということです。第2回の審査委員会が終わって、2月28日から3月10日の間にもう一度自分の審査表を見直す等々を行って、事務局へ3月10日ごろに提出があったということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） お聞きしていますのは、最終的な審査結果を審査委員が出すときに、こういう点はどうだろうという話し合いはあるのかないのか、委員同士で審査委員会なりで。あくまでそういうのはなしで、自分が書類だけ見てやるわけですか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 第1回目の審査委員会で審査基準を決めますよね。そのときに審査表の中で例えばいろんな項目をつくるわけですけれども、栄養士さんとか、それから場長さんは詳しいんですが、わからない人はどういうところを見たらいいんやということで、お互いにそこで打ち合わせをしました。それで、今言いましたように、21日から26日の間は提案書が出てきますので、それを書類審査していただく。それから第2回の2月27日の審査委員会は、各メーカーが来て、それぞれ自分のところの一番の特徴を説明して、その後、疑問な点を各審査委員の方から質問をして、質疑・応答という形で終わりました。それから後、先ほど言いましたように、10日間ぐらいかかって審査表の見直しをそれぞれ審査委員の方でやりました。第3回の審査委員会の方は、各人から出てきたものを集計した取りまとめをこういう結果だったよということと、それから先ほど言いました価格と総合評価につきましては事務局の方でつけましたので、その了解をとって、最終的に特定者はここでということで第3回の方は取りまとめを行いました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうしますと、今の御説明からは審査委員会において審査委員が相互にこういう点はどうだろうという話し合いはなかったと受け取ってよろしいわけですね。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） こうした審査委員会を開いてやっておりませんので、ただ栄養士さん、あるいは場長さん、その辺が身近に見えるので、お互いに情報交流、あるいはわからない

場合は他の給食センター、例えば瑞浪市であったかもしれませんが、よその町かもしれませんが、こんな機械はどうやろうという質問をしたということを聞いておりますが、公式上は特に打ち合わせはしてありません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 公式上はないということですね。つまり、きょうこの資料が出たわけですけれど、見ますと、私でもこれだけ納入実績があるんだから大丈夫ではないかと、県内に、そういうのを思うわけですね。そうすると、メンテナンスが弱いという結果にはならないんじゃないかという疑問がわくわけですから、審査委員会ではそういう疑問が出なかったのかという質問です。それは話し合いしてはないという確認です。

もう一つは、審査委員からメーカーのヒアリングをするというふうに言われましたね、2月27日に。例えばこういうときに岐阜支店はないと、さっきの話の続きですけれど、でも名古屋にはあると。そして納入実績は県内にあると。そうすると、この17カ所についてメンテナンスは間に合っているんですか、十分ですかという疑問点のヒアリングもないわけですか。具体的に、例えばメンテナンスについてはヒアリングはあったのかなかったのか教えてください。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） そこまでちょっと記憶にございません、申しわけございませんが。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今の御答弁からはメンテナンスが弱いという配点を出した根拠と矛盾がある点がちょっと解けませんでしたというのが私の結論です。

次の質疑ですが、特定・非特定の業者への通知書ですが、先ほどここに出していただきましたが、これを見ますと、4社のうち非特定の会社に対しては、採用しなかった理由というのが全部同じ文章なわけですね、特定しなかった3社については。貴社については評価項目のうち、次ですね、厨房設備機器の独自性とコンテナ消毒、保管の機能性に関して他社が優位であると判断したため非特定としたものと。これを非特定業者に全部同じ文面を送っているわけですが、これはどうしてですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この文章そのものは、発番を見ていただいてもわかりますように、瑞契という発番になっております。ですから、私は責任を持って答えられる立場ではないわけですが、ただこの文面をよく読んでいただきたいと思います。3社とも同じ文面です。この文面に間違いがあるのかないのか。貴社については、評価項目のうち厨房設備機器の独自性とコンテナ消毒、保管の機能性に関して他社が優位であると判断したため非特定としま

したと。まさに3社ともこの文面がそのとおり当てはまっていると。文面的にはそういう解釈ができるというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ちょっと立ち上がる気力も今うせたんですが、これだけ審査委員会も細かく審査をなさったわけですね、こういう点については弱いとか、こういう点はいいいとか。これを、全部とはもちろん言いませんけれど、もうちょっと要約した形であれ、ああうちの会社はこういう点で特定されなかったんだなど。完全にではなくても、こういう点は言われればたしかそうだなあ、努力目標としなきゃいけないなあと少しでも思える理由というのは必要じゃないですか。この審査結果に応じて私は言っているんですよ、ちゃんと評価しているわけですから。そういうことをしなかったのはなぜですか

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この文章そのものは、参加をしてくださった企業に対して技術提案書の特定について通知しますよと。ですから、結果がこうでしたよと、理由については概略こういうことですよということを言っているのであって、たくさんの項目があることは相手も当然知ってみえますが、そのことについて逐一全部を書いて回答しようという文章ではございません。ですから、この文章の目的に従って目的に沿ったこときちっと書き込んでいる、そういった文章であると私は解釈しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 例えば厨房設備機器の独自性というのが私はよくわからないんですが、独自性が優位か優位でないかというのがわからないのが1点。独自性とは何でしょうか。

それからもう一つは、コンテナ消毒が優位であるかどうかというのは、少なくとも、先ほど読みましたように、審査結果の3ページでアイホー、タニコーは高い評価点となっていると書いてあるわけですから、こちらの資料には、タニコーがこれを見た場合に、そんなはずはないと思うんじゃないでしょうか。しかも、アイホーが採用されてタニコーは落ちたわけですので、コンテナ消毒が弱いと言われると、これは業者が知っているかどうかわかりませんが、アイホーが採用されたということはわかると思うんですけど、同じはずなのに何でだろうというふうに思うんじゃないですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 各社は自分たちの最善の案を提示されたらと、どの社もその自負心は持ってみえると思います。ですから、非特定であったという結果をもらえば、あれ、おれたちはそんなつもりではなかったのにとと思われるのは当然だと思います。ただ、御承知のように、ず

うっと今までも述べてきておりますように、プロポーザルで、ちゃんと審査委員がいて、審査項目も相手の方は全部もう御存じです。どういう手順を踏んで最終結果が出されたかということも全部向こうは御存じのはずでございます。そういった点で、多分この文面で相手は何らかの感じ方を当然されるだろうと思えますし、されて当然だろというふうに思っております。あくまでもこれは通知として差し上げたという文章でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ここに建設省が平成12年に記者発表をした資料があるんですが、プロポーザル方式において、評価基準、指名、選定理由の明確化と。非選定理由、非特定理由及び非指名理由、採用されなかった理由については、評価項目、評価の着目点、判断基準に照らして具体的に通知しますと、こういう評価基準、選定理由、特定理由を明確にしななければいけないというのが建設省から出ておりますけど、これはもちろん承知していらっしゃるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） そのことについて、私個人は認識しておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） もうこれは済んでしまったことですので、今後、瑞穂市のプロポーザルの要領、それから今回は給食センターの要綱、市が要領で給食センターが要綱というのもよくわからないんですが、被指名者については、この指導があるようにきちんと評価項目、着目点、判断基準を具体的に通知するというふうに市の要綱にきちんと整備するということはお考えになりませんか。いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の非特定のところの理由は、これ以外の例えば設計事務所のプロポーザルなんかでは、こういう非特定の通知を出しますと、自分の設計事務所がどの点で評価が低かったのかと照会してまいります。それに対しては適切に答えております。ですから、私としてはそういうふうで、理由について御本人が御照会になれば、その御本人のことについてはお答えをするという姿勢は今までも続けておりますし、これからはしていくべきだと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今の市長のお答えを聞きますと、常々私が瑞穂市の行政に対して残念だなあと思っている裏づけがまた一つふえてしまうんですが、つまり行政というのは透明性といえますか、問い合わせが来たら説明するよというのでなく、こういう答弁は今までも随分ほか

のことであったんですが、最初からきちんと、ある程度ですけれど、この審査結果の客観的な評価の要約をきちんと通知するというのが、行政の透明性、それから瑞穂市に対する信頼、それから業者の今後の努力目標のためにも、初めからする必要があるのではないでしょうか。つまり私が申し上げますのは、普通の言葉で言えば親切ということなんですけど、ちょっとそういう言葉は行政の用語ではあいまい過ぎますので、きちんと初めからこの建設省の、今だったら国交省ですね、プロポーザル方式においてはこういうことが必要であるということを、今後初めからもう少しきちんと非特定者には通知する。ということは、今後のことですが、お考えになりませんか、再度の質問ですが。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） プロポーザルを出されました各社でそれぞれのお考え方がございますので、私は御要請があればそれを懇切丁寧に御説明申し上げるということでもいいんじゃないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私の質問に対して答弁がなしであったと受け取ることになります。

最後ですが、給食センターの用地代も含めて、内訳と総額を教えてください。今回は設備機器、あと設計図、建物、用地、全体をどのように計画しているか教えてください。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この予算説明書の中にも書いてございますが、98ページ、給食センター整備費、本年度13億 1,785万 2,000円、あと書いてあるとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それは見ましたが、2年間にわたる支出の内訳をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 予算書の8ページに教育費の給食センターの総額を年度に分けて、16億 600万で18年度が9億 6,570万、19年度が6億 4,030万。この中に土地代が入っておりませんので、土地代は3億 5,142万 7,000円の予算計上しておりますので、先ほどの16億 600万に足しますと19億 5,742万 7,000円が本年度予算と来年度予定している額でございます。よろしゅうございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 機器が今回出ましたが3億 8,000万ですね。用地も3億 8,000万と言わ

れましたか。あと建物と……。すみません、もう一度お願いします。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 土地は3億 5,142万 7,000円を予算計上してございます。あと厨房は来年度予算になるわけです、実は精算しますと。それで、当初予算で言いますと、ざっとですが、設計監理、建物の工事、厨房設備合わせて16億 600万、8 ページの内容のものです。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 最後にもう1点だけお願いします。

先ほど随意契約のことをお聞きしたときに、設備機器に関してですが、業者との話し合いの中で価格を決めていくというふうに御答弁がりましたが、このアイホーの3億 8,200万というのはその結果ですか、それともこれからまた安くなるということですか、どちらでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 過日の4月17日でございますけれども、見積書の提出を求めまして、そこで税込み3億 7,065万円で仮契約を締結したということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 先ほど随契の説明の中で、業者との話し合いの中で金額を決めていくという説明がありましたのでお聞きしますが、これが最終的に決まった額だとすれば、最初は話し合いの中というふうに御答弁がりましたので、最初は幾らでこういうふうに落ちついたのか、お聞かせいただきたいんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 当初、見積書を出していただきましたその数値というのは、手元に持っておりませんのでなんですが、かなり高額な見積もりを提出されたというふうに思っております。そこで、再度見積書を求めて、予定価格に達していないということもございまして、さらに交渉をいたしまして再々のお見積書を求めて、その間もかなり業者からのいろんな内容の話もお聞きしまして、そこを何とかというようなことで、最終的にこの価格に落ちついたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） この3億 7,065万というのは、交渉の結果ここに落ちついたといいうことですね。そうすると、予定価格というのも今のお話だと設定してあるということですね。はい、わかりました。

以上、私の質疑を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、文教常任委員長 篠田 徹、議長の許可をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

今ほど提案なされておるこの契約金額3億 7,065万円は、資料によりますと、提出時におきましては3億 8,200万円という金額であったかと思うんですけど、しかるにこの金額からこの3億 7,000何がしになったということは、今ほど熊谷議員の御質問の答弁の中にもありましたように、きっちりよりよく精査をしてこの金額になったんではないかと思われませんが、今回の議会を招集された4月18日以前のこれは金額だと思うんですが、過日4月21日、学校給食共同調理場運営委員会というのが開催されまして、私も文教の常任委員長の立場でこのメンバーとなり、御意見を拝聴したわけなんですけれど、この折に委員の方から貴重な御意見が多数出されておったと思います。この件について、教育委員会としてしっかり精査して、これを踏まえるべく今回の提案になってみえるのかどうか、お尋ね申し上げます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） この前、給食の運営委員会の折に意見をたくさんいただきました。そういうことも、すぐ解決するべきものもありますし、検討すべく時間のかかるものもあると思いますが、今回は次回の建物に反映してくることもあると思いますが、そういうことも今後検討していきたいと思っています。

たしか虫が入ってこないようにということで、例えば給食車がつけるときに虫が入ってくるとか、いろいろなことがあったわけですけども、そういうことも建物設計について反映していきたいというふうに思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 私は今、今回議案となっておる給食調理機材のことについてお聞きしておるようなことでありまして、この間もその折に、2歳の子供から15歳の子供まで同じ食器で食べることがいかなものかと。この識見を有する方の中から御意見が出ておる、それを圧倒多数の委員の皆さんが聞いて、なるほどそういうこともあるのか、教育委員会よろしくお願ひしますと、私はその場で発言をしたはずですが、私も皆さんの意見を聞きながら議決をしなければいけないので、しっかり検討していただいて議案提案をしていただきたいと思うというふうに申し上げたと思うんですけど、そのときの御回答もきっちりまた後で見直してやっていきたいということであったんじゃないかと記憶しておるんですけど、それがまさしく市民の声、またそれを議会として代弁するのが私たち議員の仕事であるとするのであれば、そこらをどう

考えてみえるか、ここで見解を明らかにしておいていただいて、より正しい、より間違いのない議決をしなければならないと信じているからこそ、この質問を文教の常任委員長の立場でさせていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今、文教委員長さんの御指摘のように、皿の大きさということが、私もちょっとメモがあるわけでございますけど、大きな話題になりました。特に3歳未満児の子供が3歳以上の子供と同じ皿を使っている、そこに課題はないかというようなことでしたが、実はその後もそれを持ち帰りまして、早速実態がどうなっているかということも調査いたしました。そうしましたら、その部分は一応基本は自園でということになっておりますので、全然違うサイズの皿がちゃんとあるようでございます。ただ、便宜的に3歳以下のやつも使うことがあるという実態だということも一応は掌握をいたしました。

それで、今度は皿の大きさを変えるということが洗浄の機械のところとうまくはまるかどうか、そのことについてもまた担当課長の方で業者にもいろいろ問い合わせをして、ある程度皿の大きさが変わっても十分対応は可能であるという回答は得ました。今度は、皿を変えれば、またさまざまな課題が出てまいります。その課題が一体何であるかということも実は検討を今進めておるところでございます。いずれしましても、そういったいろいろな要素の絡みの中で最善が何であるかという検討は当然やっていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今の答弁を聞いて、さすが瑞穂市の教育委員会だなあというふうに感心いたしました。やっぱり言われたことを聞きおくんじゃなしに、しっかりそのように協議していただいて、このように議案として上がってきておる。うん、さすがだなあというふうに感じました。ただ、今後におきましても、そういう場面においていろんな声が出たことを真摯に耳を傾けていただきまして、よりよい瑞穂市がつかれるように頑張っていきたいと思っておりますし、また頑張してほしいと思います。

私の質問とさせていただきます。終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

いろいろな質問が、また意見が出尽くしたかと思えます。やはり反省すべきがあれば反省し、踏まえられていないことがあれば踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど小寺議員の質問の中におきまして、市長はこの給食センターの建設の中で高齢者、独居老人に対します配食サービスもできればこの中で考えていきたいと、私どももそういったことを聞いたところでございますが、その目的の中にその部分が入っていないということで質問されました。その御答弁は、面積が狭くなりできない。今でもその思いには変わりはないと、こんな御答弁であったかと思うところでございます。まだすべて経過の段階、着手がまだしておらんところでこのような先の読めないことではだめでございますが、残念だなと思うところでございます。

そこで、今図面を持ってこなかったんですけれども、この図面はどちらが北でどちらが南か、平面のレイアウトがわからんわけですね、私には。大体図面は上が北になるんですけれども、それでいいのかどうか、そのことをちょっとまずお尋ねして、それから御質問させていただきます。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 図面の方位でございますが、左側が北で右側が南です。上が東です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 今聞きましたら、北は左で上が東、右が南ということ聞いたところでございます。実はこういうふうに住てられた場合、中に車両が南北に抜けられるような、そういう道路をとられるのかどうか、そのことをちょっとお尋ねしたい。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 敷地全体計画とか建物は今後の計画で決めていきたいと思っております。まだその辺は未定でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 大事なことですのでお尋ねするわけでございますが、南から入って、大体配送するあれが北側にありますので、北の道路へも出られるんじゃないかと推測をするわけでございます。そこで、北の方へ、あの広い道路でなく、ここの給食センターの車両が抜けるということになりましたら、この北側の道路、実は平成6年と7年の2カ年にわたりまして、旧巢南町の道路計画審議会、これは当時岐阜土木事務所の山崎調整監を初めとしまして、民間コンサルは大日コンサルの社長、これも巢南にお住まいでございました。こういう方やら議会の代表、そして有識者を含めまして、2年間かけまして巢南町をくまなく歩いていただきまして、巢南の幹線道路網の整備ということで御決定をいただき、審議会で御答申をいただき、そして議会に諮りまして決定をして、平成8年4月に全世帯にその計画が配布されております。

そのような中におきまして、あの道路におきましてはサンアップという会社が西にございま

す。その部分につきましては、駐車場もサンアップの分も、その道路計画について既に後退をしております。そこで、今度瑞穂市がこの給食センターを取得しますし、今その東側は大きな建物で、どういう会社か詳しいことは聞いておりませんが建てておる。あれが北側へ出るんじゃないかと思うわけですね。相当な車両が出ると思います。そんな中で、あそこはきちっとした幹線道路が計画されておるんですよ、そういうふうに。市になったから計画も変わったと言ってしまえば終わりですが、これはどうも後退せんようなんですが、そういうふうで計画されておる。その計画より大きいやつなら言いませんけれども、狭めてしまって後退させんというような、前は堀越は北へは抜けておりませんでした。全部西へ抜けておったんですね。北へは一步も抜けてなかった。それを今度は北へ抜けるようになったら、この道路こそ幹線道路を計画しておる、そのようにすべきであります。それを、どうも聞きましたらそうでない。これはだれが決めたか、どういう場所で決めたか、私ども議会へ2年出ておりますけど、全く聞いておりません。これは巢南町も合併のすり合わせの中でしっかりした、それより大きい計画ならいいと。こんな縮小したのはだれが決めたか、そのことを担当者はちょっとお答えください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 合併しまして、今、市の幹線道路網の整備段階でございますが、あの道につきましては現在8メートルということで考えております。時代の流れといいますが、道路整備水準、あるいは道路の幅員の性格、要するに14メートルといいますが、極端なことを言いますと車両が通過できる2車線道路ということで、交通量から現的に勘案しますと、我々はその範囲内で土地利用計画等も現在でいけると。幹線につきましては、庁舎の東、あるいはそれに見合うような道路としての機能を保持していくというところで、土地利用の段階で現在ではそのような計画で考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 時代の流れであれど、こんな幹線道路ですよ。今の話で、企業が進出して余計通るところで、交通弱者、いつも言いますように自転車とかお年寄り、歩く人、こんなところにその計画を入れておかなあかんのやないですか。土地だって以前に比べたらもう安くなったんです、はっきり言って。そんな計画を一方的に市で決めておる。だれがメンバーでやっておるんですか、それ。やはり産業建設の委員がおります。そういった者にもそういう報告をしておるんですか。何もせんと、一方的に事務的にやっておる、そんな話はない。この道路は、美江寺・西結線の県道へ出る道路なんですよ。だから、私は本当の話が給食センターも北へ出る、今大きなやつが建てておりまして、相当の車両も入ると思います。こんなところこそ幹線道路にしておかなあかん。その前の計画でいいんです、はっきり言って。これは都市整備部長の一了見やないかと私は思っておるんですけれども、考え方が余りにも小さい。

もっと大きい気持ちを持ってもらわないかん。そんな縮小してしまうんやなしに、それ以上のものやったら私言いませんけれども、余計、車も目の前になるもんです。ましてや後退を入れてあるんですよ。計画だけならいいけど、既にもう後退しておるんですよ。それをこんなふうな形にしてまって、どういうあれかということをお願い。

だから、これはまだこれからどっち向きでどういうふうで、道路もそういうやつも今教育次長が言いました。そこら辺も計画に入れて、しっかりと計画を相談して、これでどうやろうというような話も議会ともよく相談して、知恵者もおるんです、はっきり言って。やはりみんなと相談して決めた方がいいの。それを一遍にやるんやなしに、今後のいろんなことでももっともっと相談してやっておったら、もっといいものができることをつくづく思っておりますので、私はこれ以上言いません。これからの計画もそういったあれですから、ひとつそこら辺のところをどういう考えをしておるか、もう一遍お答えください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 幹線道路計画につきましては、産建委員会におきましても逐次市の方針、これは土地利用と現状の通過交通、例えば本田、別府の本巢市から来ます受け入れ態勢、あるいは掘議員が御質問されました西回りの、まず国道から縦貫道までとかいろんな面につきまして、我々も事業として現段階でやれるもの、やる必要があるものということで、産業建設の委員会の方にもお諮りをしまして、また内部にも職員の間で助役さんにも入っていただきまして幹線道路網計画ということで、ある程度の事情等もございますが、現状の中で将来どう向けていくかということも考えてやっております、決して以前の計画がむだということではなくて、今後その土地をどんな形で利用していくかという段階で、我々は例えば農振地域、あるいは市街化調整区域の土地をどうするかということによって、その利用目的に合った整備をするには線だけではなかなか難しいと思います。やはり面を考えて、例えば国道周辺、集落をどうする。これは商業的にするという場合ですと、やはり商業に合った道路整備。それは現道の中でさらに密度を濃くして、将来の土地利用で面整備をやる場合に何が要るかということ考えていく必要があると思いますので、今の段階でこうしたというのは現状の中での要素でございます、将来的には巢南町西南部のことにつきまして、過去の計画に合わせて、現状の利用に応じた整備計画をしていけると考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） うまいことあれですけども、ここなんかあの計画で歩道がとってあったら、北側へ車があそこの会社から出るのに、両方左右、右にもあるとあれなんです。だから、行政がそうしてもらった企業にどういうことで協力ができるか、そういうことを行政は考えていかないかんということをおっしゃるんですから、もっと大きな気持ちでひとつ考えてもらい

たい。今後もいろんなことがありますので、ぜひともそういうお考えで推進をしてもらいたいということ要望しながら、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） お疲れのところ申しわけないんですが、質問させていただきます。

先ほど若園議員の質問の中で、18年度プロポーザル方式、いわゆる総合評価方式ですけど、何を予定しているかというところで市長は、現在のところ別府保育所は設計だけれど予定をしているという回答でございました。

そこでちょっとお尋ねしますが、当然今回の給食センター建設事業厨房設備機器設計プロポーザル審査委員会設置要綱を作成されたわけですが、別府保育所の場合同じだと思いますが、その別府保育所建設プロポーザル審査委員会設置要綱は今現在できているのか、その過程をお聞きしたいと思います。

あとは一問一答でさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君に申し上げます。

議案に対しての質疑を受けておりますので、先ほどお尋ねになりました質問につきましてはプロポーザル方式の今後の問題ということでしたが、その点については議案に対しての質問ではないと思いますが。

14番（広瀬捨男君） 議長はそういうふうに解釈され、私は関連をしていると思うんですが、なぜならば、具体的に先ほど執行部の中で審査委員の中へ外部の方も検討するとか、いろいろ云々という話でございました。ちなみに、きょういただいた瑞穂市プロポーザル方式事務手続要領によりますと、要領自体は16年7月14日施行になっているわけですが、それ以後やっぱり変わってきておるわけですね。今の要領によりますと、最後の15条の2項、特定者を決めた場合は随意契約でということになっておるわけですが、それ以後、御承知のように公共工事の品確法ができて、いろいろな指導がされておると思うんです。そういう点では、いろんなところで聞いてみますと、外部、関係のない人、有識者というものを入れる。あるいは、総合評価方式でも競争というようなことは、御承知のように、もう今非常に進んできていると思うんです。

ちなみに地方自治法施行規則第12条の3でも総合評価方式のことをうたっているわけですよ。12条の3の第1号では、総合評価一般競争入札または総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」と言う）ということで、総合評価方式をするときの適否ということで、総合評価競争入札において落札者を決定するときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって云々だとか、それに対して、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって、当然のことですけど最も

有利な方を決定だとか、その落札者の決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項として、地方自治法施行令 167条の10の2、4項の規定により学識経験を有する者の意見を聞くときは2人以上云々ということで、こういうチラシも県の方でつくっているというか、財団法人岐阜県建設研究センターというところで、先ほど言いました公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づいて、これは17年4月1日に施行になったばかりですが、岐阜県で認定になったのは2005年10月1日ということになっておりますが、そのところには土木工事の1種30名だとか、2種が4名、建設工事1種3名のスタッフで、県の外郭団体としてできておるような時代でございます。そういう点では、瑞穂市のプロポーザル方式事務手続要領自体も、これは先ほど言いましたような16年ですから、17年に品確法が適用されておるので、そういうものの見直し等を早急にやっていただいて、その辺の考え方と今のことと関連するんですが、そのことについてお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいま御指摘の件でございますけれども、お手元に配付させていただいておりますのは平成16年7月14日から施行するということなんですけれども、ただいま御指摘いただきました件については勉強させていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 市長は非常に勉強家なんですけど、市長にちょっとお尋ねします、そのことについて。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） むしろプロポーザルでのやり方というのは、大きな工事とか課題についてはこれから一つの方向として出てくるんじゃないかと逆に思っています。なぜかといいますと、大体普通のものを特定の設計事務所にぽんと発注してしまえば、それでほかとの比較とかそういうものがないわけですし、いろんないいアイデアがいっぱいあってもそれが埋もれていってしまうという状況が出てくるわけですので、だから物件によってはできるだけむしろ使うべきじゃないかと、こんなふうに思っています。ただ、その使い方につきましては、今御指摘になりますように逆に非常に難しい点がありますので、そのあたりを絶えず注意をしながら、改めるところは修正していくという形で内容を充実させていかなければいけないだろうと、こんなふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そういうことになると、先ほど言いました、くどいようですけど瑞穂市プロポーザル方式事務手続要領等も早急に見直していただくという解釈でよろしいでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは見直すというか、絶えず気を使っていかなきゃいかん事項だろうと思っております。きょうそういう点で御指摘をいただきましたので、また一遍よく内容を見てみます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

今回、瑞穂市給食センター建設の事業、厨房設備機器設計に当たってプロポーザル方式というのが採用されました。そのプロポーザル方式を進めるに当たって二つの問題点があるということで反対をいたします。

その一つは、プロポーザル方式を採用する場合、審査委員の任務が大変重要な役割を果たすと思います。この審査委員会の評価によって金額、業者も決まってくるわけでございます。そういう点では、この審査委員会で公正に審議をし、業者、金額を決めていく。そのためには、審査委員を外部から専門の立場でいろいろ審査する人が必要であると思います。しかし、今回はそのメンバーが入ってないということで一つ問題があります。

二つ目は、その審査に当たっての評価の基準でございますが、今回の基準表では設備の使い勝手をよくするという点の評価に重点を置いて、金額についての重点が非常に少なく、特に金額については10%という評価になっております。市民の税金を効率・効果的にさらに安く使うには、金額についても大変重要な評価になると思います。そういう点では、今回の金額の評価が10%と余りにも低い評価であるという点で問題があるということで、2点問題があるということから反対の意見といたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私が賛成の立場で申し上げるということは、苦笑いされた方が見える

と思いますが、私は反対のための反対議員ではございません。賛成のための賛成議員でもございません。いつも市民に向けた議員活動をしておる唯一の議員だと思っております。

そこで賛成討論をさせていただくわけですが、私が所属する委員会は文教常任委員会であります。そこで、執行部側より、るるこの施設の新設について質問等、かつまた明細に御答弁をされておりますが、私ども議員はその場その場でこんな大きなことを質問するのなかなか難しい。答弁する方も本職でないの、きちっと答弁をしたつもりでみえるけれども、あなた責任持てるかといった場合は、それ以上は誠意を持って対応させていただいておるといふこと以外言えないと思うんですよ。あとは信じるか信じないかということに結局なると思いますが、私どもとしては、堀越紡績の跡地を買う前提条件が給食センターをつくるという大前提があります。つくるといふことだから、どんなつくり方でもいいのかということではないわけですね。そこで、所轄の文教常任委員会としては、出された内容について精細に審査をしたつもりです。

ところが、きちっと責任を持てるかということ、責任を持てない。しかし、私は最後につくるという前提で賛成をするが、教育委員長並びに教育次長に申し上げました。あなたらは誠心誠意、表裏一体の中でこの給食センターの新築についてきちっと責任を持ってやられておるかどうかが。きちっとやったと言っておられます。そこで私は申しました。教育委員会の教育長以下執行部は、私は表裏一体の中でやられておるから信用しますよと。信用はするけれども、最後の評価は市民がしますよと。いわゆる血税でこれはつくるわけですから、値段と、つくった後の内容は市民が評価するわけです。だから、値段イコール中身が非常に合理的で、費用対効果がきちっと、よその施設よりなされておると、いわゆる値打ちになされておるといふ評価であれば、あなたらは誠心誠意努めたということになるんでしょう。しかし、それにこたえられないような施設であれば、あなたらは口だけで、きちっと誠心誠意やると言いながら、結果、その場限りでつくったということになるんですよと私は申し上げました。私どもは、信じてください、費用対効果はきちっと責任持てる施設をつくっておると。だから立派な施設でお金も安いという評価をいただける自信を持った施設をつくるということについて提案しておるので、御理解いただきたいと言われましたので、わかったと。それ以上質問することはありません。じゃあ何にも言わずに賛成をしますよと私は文教委員会で言いましたので、この提案された給食センターの議案についても一切申し上げていないわけです。私は言わないと言ったら言わないんですから。

ただ、後、市民の評価が悪い場合は、教育長、教育次長、それ相応に責任を持っていただくということをおき刺ささせていただきます。そういうことですから、いろんな意味を含めて賛成討論とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、この議案に対して反対の立場で討論いたします。

一つ目は、給食センターの設備機器の選定について、プロポーザルによる随契にしなければならない理由、根拠が不十分だと思います。ただいまの御説明では一般競争に適さないという説明がありましたが、私としては非常にこれが疑問ですので、先ほどの質疑の中でも疑問が解けません。これが反対理由の一つ目です。

二つ目に、価格プラス品質の総合評価における価格の配点が全体の10%では低過ぎるのではないのでしょうか。

三つ目に、納入実績と、これによるメンテナンスの評価に整合性がないと思います。

四つ目に、特定されなかった理由の説明が特定されなかった3社に対して全く同じ文面であるということも非常に疑問です。これに対しては質疑の中で、問い合わせが来たら教えますという説明でしたが、行政がこのように高飛車であっていいもののでしょうか。実は、瑞穂市プロポーザル方式事務手続要領を読み直してみますと、この第10条の2項には異議申し立ては認めないという文があります。問い合わせが来たら教えますという先ほどの答弁とも整合性はありません。

以上のような理由で、全国のトップ業者であり、見積書が最も安い業者が非特定になったこの審査結果になるほどという理由が私にはよくわかりませんので、反対したいと思います。

コンテナ消毒機が16台不足であるというのがありましたが、設計書を出すに当たって、1日7,000食の食事をこれこれの時間につくるのに必要な設計という条件で出しているわけですから、その16台の不足、その他4,000万ぐらいの不足機器があるという説明を受けましたが、私には、なるほどこれがなければ1日7,000食をこの時間につくれないだろうという判断ができませんので、このトップ業者を次点とする理由がよくわかりません。

ということで、瑞穂市の、これはプロポーザルに限って言いますが、プロポーザルのやり方について、公正であり、透明であり、客観的であると思えませんので、私は心ならずも反対とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗ですが、入札制度の中に随契と一般があるんですけれども、随契について、予定価格と交渉について総務部長が1時間半かけて社長と交渉したという経緯が先ほどの中に十分反映されていたので、議会としてはすばらしい金額が今

回出ているということは把握できました。そのために賛成討論とさせていただきます。

ところが、この平面レイアウトの中で動線といいますか、進入は南、出るのは北ですけども、この図面を見ますと、排水は最終的に北へ出ることになりますので、本来南側に排水を流すことになると管が逆になりまして、経費が非常に私がかかると思うんですね。同じ面積の中で逆にできないか、要するにその方が今度建設コストの問題に係ると思うんですが、車はどんな方向でも入って出てきますので、全体計画の中で再度よく検討されてはどうかと私は思います。

資料の2の中の、全国の受注はタニコーでございまして、総評価もAでございまして、私でしたらタニコーにします。ところが、アイホーで決めた審査委員会の趣旨を反映して、十分今後も3億7,000万の有効な運用、指導を教育長、次長、よろしく申し上げます。

〔「賛成か」の声あり〕

3番（若園五朗君） 賛成です。

議長（土屋勝義君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号瑞穂市給食センター厨房設備工事請負契約の締結についてを採決します。
議案第34号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ただいま議席番号4番 広瀬時男君ほか5人から、発議第3号充分に精査された議案の提出を求める決議が提出されました。

お諮りします。発議第3号は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することに決定いたしました。

追加日程第3 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 追加日程第3、発議第3号充分に精査された議案の提出を求める決議を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番 広瀬時男君。

4番（広瀬時男君） 4番、翔の会、広瀬時男です。

十分に精査された議案の提出を求める決議を提出者として広瀬時男、賛成者、山田隆義、浅野楔雄、若園五朗、安藤由庸、篠田徹でございます。上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出の理由。十分に精査された議案が提出されるよう決議案を提出するもの。

十分に精査された議案の提出を求める決議。

本臨時会において提出された専決処分の承認を求める議案6件のうち、議案4件は市長から瑞穂市議会会議規則第18条の規定による「訂正の請求」があった。また、別の議案1件は、専決処分した改正条例そのものに誤りがあり、条例の誤りを正すための一部改正条例案が追加提出された。つまり、専決処分の承認を求める議案6件のうち5件に何らかの錯誤があったことになり、十分に精査された議案が提出されているとは思われない。

ついては、議案を提出するに当たり、下記の事項を特に留意されるよう強く要望する。

1. 地方自治法第179条の規定によって専決処分する場合でも、法令審査委員会などにおいて十分に審査し、正確かつ適正な内容をもって専決処分をすること。

2. 法令審査委員会の委員には法制執務に精通した職員を任命するなど、議会に対しても十分に精査された議案が提出できるような体制を整備すること。

3. 今回このような事態が再び行われることのないように、再発防止に努めること。

以上でございます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なし、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号十分に精査された議案の提出を求める決議を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第3号は可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成18年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後6時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年4月26日

瑞穂市議会 議長 土屋勝義

議員 堀 孝正

議員 桜木 ゆう子